

新居浜工業高等専門学校運営諮問会議規程

平成17年2月8日規程第2号

(設置)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、地域のニーズ及び時代の変化に即応し、効率的かつ効果的な学校運営を確保するため、運営諮問会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 会議は次に掲げる事項について、校長の求めに応じ意見を述べるものとする。

- (1) 本校の運営基本方針及び教育研究計画に関すること。
- (2) 本校の教育研究活動及び地域連携活動等の評価に関すること。

(組織)

第3条 会議は、本校の教職員以外の者で、高専に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、校長が委嘱した若干名の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 会議の議長は、委員の互選により選出する。

- 2 議長は、会議の会務を総括する。

(運営)

第6条 会議は、校長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 校長は、運営諮問会議での審議事項について、運営会議に報告するものとする。

(事務)

第8条 会議の事務は、総務課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年2月8日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校外部評価委員会規程（平成13年8月29日規程第8号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年11月27日から施行する。